

○羽生田俊君 自由民主党の羽生田でございます。

よろしくお願いいたします。

まず初めに、今回の医療保険制度改革とは別な話でございますけれども、まず、この度起つりました群馬大学附属病院の不祥事につきまして、国民の皆様に、医療に対する信頼を損ねるというような問題を起つとしてしまつたことにつきまして、全く遺憾であると同時に、実は私の地元の病院であります、私ものこの大学病院に勤務をしていたといふところでもありますて、医師として、国民の皆様方に心からまずおわびを申し上げたいというふうに思う次第であります。

このような問題が起きました背景には、大学病院の医師が、あるいは病院の中での他の医局との競合など、手術の業績を上げなければならないというような状況や、大学病院自体が研究費等を含めて自分で稼がなければならないというような状況が起つてゐるわけでございまして、これが根底にあるといふことで、大変これ自体が問題であるというふうにも思つてはいるところであります。また、そのような状況をつくつてしまつた医療政策に対して、政府にも大きな責任があるといふふうに思つてはいるところであります。

大学病院というのは、医師をつくり育て、そして医学教育という重要な学生の学びの場であつて、実習の場であり、それと同時に、地元の中核病院

として地元の患者さんの臨床の場であり、また研究の場であります。それぞれは全て関連を持つて十分な連携が必要でありますけれども、今回の事件はまさに大学自体のガバナンスのなさ、この機能が全く働いていないということが原因であるというふうに考えております。

全国各地の大学病院あるいは中核病院等でいろいろな不祥事が起きてはいるということにつきましては、医学、医療に対する国民の信頼を取り戻すためにも、政府のしっかりと対応、対処を是非よろしくお願ひしたいというふうにまずもつてお願いをしておきます。

それでは質問をさせていただきますけれども、まずジエネリック、いわゆる後発医薬品のことですざいますけれども、政府は後発医薬品の使用促進を行つておりますが、ジエネリックの安定供給、品質における問題点が大変危惧されるところであります。安定供給、品質確保のための環境整備はどういうお考えかをお聞かせいただきたいといふふうに思ひます。

○政府参考人(一川一男君) 後発医薬品の安定供給の件につきましてお答え申し上げます。

後発医薬品の使用促進を図るために、その安定供給に関しまして保険医療機関、保険薬局、また患者の皆様の信頼の確保、向上させていくことが極めて重要であるというふうに考えてはいるところでござります。

後発医薬品には、海外の原材料、海外からの輸入製品なども多く含まれておりますので、その環境整備を整えなままで使用促進をすることは、保険財政の支出抑制効果はあるかもしれませんけれども、いわゆる経済的、財政的観点のみで、国民の安全や安心というものがおさなりになつた使用促進ではないかということを心配しているわけでございまして、この安定供給、品質管理を含めた環境整備には、小さい企業から大きな企業まで数千件の機能が全く働いていないということが原因であるというふうに考えております。

また、ジエネリックと同じようにバイオシミラーワーとの位置付けを図つて、これが全くジエネリックと同じような位置付けというふうに思えるわけでござりますけれども、これはいわゆるジエネリックと違つて、バイオシミラーの場合には先発品と同一品とは言えないものもあるわけでございまして、こういったものにも非常に大変危惧するところでございまして、その辺も是非考えていただきたいということになりますが、この辺の安全性、安定供給について御意見をいたければというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

この安定供給に関しては、そういう支障が生じたいわゆる品切れ品目、といったものは過去に比べますと減少はしておりますけれども、依然として品切れとなる品目が生じているといった状況でござります。

〔委員長退席、理事福岡資麿君着席〕

平成二十五年の四月に策定いたしました後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ、「ロードマップにおきましては、安定供給に支障が生じた事例があった場合には、新規の薬価収載希望書を受け付けないなどの対応方針を示しているところでございまして、こういった取組を通じまして後発医薬品の安定供給を図り、その上で使用促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでござります。

○羽生田俊君 ありがとうございます。是非、国民のための推進ということを根底に考えていただきたい……（発言する者あり）あ、もう一つ。お願いします。

○政府参考人（神田裕一君） 後発医薬品の品質確保の点についてでございますけれども、まず、承認審査に当たりまして、有効成分の含量ですが不純物等の規格、一定の品質を担保するための安全性等について確認をしているところでござります。また、先発品と後発品をヒトに投与して、時間の経過とともに有効成分が血液中にどの程度

含まれているか等を比較した生物学的同等性等のデータに基づいて同等性の評価を行つて承認をしているところでござります。

それから、バイオ医薬品については、分子構造が巨大であつて、全く同じ立体構造のものを製造することは困難だとうござりますので、

今申し上げたような点に加えまして、治験を実施して、有効性等について先行バイオ医薬品との比較による評価を行つた上で承認をしてくるといふことでござります。

また、製造工程の段階では、先ほども御指摘ございました海外の製造所につきましても、製造・品質管理の基準に適合していることをPMDA又は都道府県が承認審査のとき、またその後五年毎に必要に応じて実地調査を行つて確認しているといふでござります。

それから、承認後の品質確保につきましては、平成二十年度から国立医薬品食品衛生研究所にジエネリック医薬品品質情報検討会を設置いたしまして、科学的な分析評価をして、その結果をホームページ等で公表しているといふでござります。さらに、市中で実際に売られている後発医薬品の品質確保につきましては、都道府県等による一斉監視指導の一環としまして、卸から医薬品の提供を受けて溶出試験等を実施して、その品質の確認を行つているといふでござります。

○羽生田俊君 是非、患者さんたちが大変困つてしまふ場合もあるので、その辺を十分注意した上で使用促進をしていただきたいというふうに考えます。

続きまして、本日資料を出させていただいてお

りますけれども、資料が二枚ござりますけれども、これは、いわゆる医療機関の費用構造、あるいは輸入品等々そういう医薬品等々の問題、それから物価、賃金と診療報酬との関係のグラフでござります。

最初の一一番の資料を見ていただきますと、医療機関の費用構造、というものがあるわけですから、も、この一番左の二〇〇〇年から一番右の二〇一二年までを比べますと、人件費が五〇・二%から四六・九%と約二ポイント減少しているといふこと、それに対して、その下のグレーの部分でござりますけれども、これは医薬品・医療材料費といふことで、一五・七%から二八・六%に、これも約二ポイント増加をしているといふことでございまして、この辺をどのようにお考えいただくかといふことは大変重要なポイントになると思ひますけれども。

医療において非常に雇用誘発効果というものが高いというのは、これは厚生労働省としても十分認めておるお話だと思うんですけども、にもかかわらず、この人件費比率が減つてきていると

いうことが非常に問題ではないかというふうに思うわけでござります。それに比してやはり医療材料あるいは薬等々、こういったものが増えてきているということ、この辺が非常に問題であるというふうに考えてはいるところでございました。

その結果、物価や賃金が皆上がっている中で診療報酬はこのまま横ばいの状態にあるというのが現状でございますので、これだけやはり、賃金が上昇しているのは医療機関の職員の賃金も当然入っているわけですから、それだけ賃金に占める割合が増えていけるはずなのに全体から見ると減っていいるということがあるわけでございまして、まさに地域の雇用促進あるいは人材確保、経済効果といふものが医療においてはかなり重要なポイントになるということでお話がございました。他方、医療従事者の人件費についてお話をございました。確かに、先生お話しのように、雇用誘発効果というものは極めてこの医療分野高いわけですが、医療機関の経営判断の中で決定をされてきているということを考えているわけでございますが、厚生労働省としても、診療報酬改定の在り方につきまして、全体の物価、賃金の動向、あるいは医療機関の收支状況等も勘案して予算編成過程においてしっかりと検討してまいりたいとうふうに思っております。

○国務大臣（塙崎恭久君） 今先生から人件費の問題についてお話をございましたが、それと同時に、薬剤費、医療機関の費用構造、この推移を資

料を共にしてお話をいただいたわけでありございます。

〔理事福岡資麿君退席、委員長着席〕

近年、医療の高度化あるいは高齢化などの進展によりまして、薬剤費それから医療材料費の伸びが相対的に大きくなっているということは事実でございまして、今日お配りをいたしている一枚田にも輸入の金額の推移というのがございますが、これも相対的に大きくなる要因の一つになつてゐるんだろうと思います。そういう意味では、薬価とそれから材料価格については市場実勢価格に応じた見直しを行う一方で、イノベーションを適切に評価するということもまた同時に重要なことだというふうに思つてはいるところでござります。

セルフメディケーションという言葉が今ちまたに言われるようになりますけれども、このセルフメディケーションの中心になるのが薬局といふことでの健康ステーション事業というものがあるわけでござりますけれども、この政策は、国民が受けやすい簡易な検査結果を通じて、御自分の受診への動機付け、あるいは自身の健康管理といふことに資するためのものであるというふうに思つております。

この人件費をしっかりと手当とする」と、それが本来、本当の意味での地方創生あるいは医療費適正化ではないかとこうふうに考えるわけございまして、大臣よりこの点につきまして是非御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣（塙崎恭久君） 今先生から人件費の問題についてお話をございましたが、それと同時に、薬剤費、医療機関の費用構造、この推移を資

輸入が増えているところは、やはり医療機器

いうものですが、それに類似事業というのは、採血だけして検体を衛生検査所に送って、結果を送つて返してよこしたものについて受けた方に説明をするという事業なんですね。そこが大きな違いであるということなんですねけれども、その辺が一般の方々、これを受ける方々にとっては全くこの違いが分かっていないというのが現状であろうと、いうふうに思うわけになります。

通知で、血液に起因する感染などを防止するため、ガイドラインに準じて取り扱われることが重要というふうに言つておられるわけですねけれども、この簡易検査を受けようとする国民の方々には全く区別が付かない状態で行われておりますので、これが、その結果に基づいて国庫負担の軽減といひながら、実は国民負担を増大させているのではないかということが危惧されるわけになります。

特に、一番大切なのは国民の生命と健康、安心と安全でありまして、被害を被るのは国民であります。このような重大な誤解を招かないためには、國民に正しく理解するように指導すべきであり、また、この安易な判断、いわゆる判断、これが健康被害を及ぼす危惧があるということ、誤った自己判断あるいは医師でない者の診断まがいの行為や指導というものが行われますと疾患の重症化へつながるということが懸念されるわけになります。そして、その結果、結果的に医療費の増大につなが

るということは明白でありますので、その辺、十分お考えいただきたいというふうに思います。

また、この簡易検査のデータでござりますけれども、これは誰がどうじどのように保管をされるのか、また管理をされるのかということが全く不明確でありますから、これを含めまして、今後のこういったものに対する対策などをお考えをお聞かせいただければと、いうふうに思います。

○政府参考人(二川一男君) 検体測定室に関するお尋ねでございますが、まず、この自己採血

検査サービスにつきまして検体測定室のガイドラインを昨年の四月に出したところでございます。

このガイドラインは、検体測定室におきまして直接検体を採取し、そこで検査をすると、こういったことを想定したガイドラインでございますけれども、また、そういう場合に該当しないで、要するに検査はほかのところでやるといったケースも考え方られるわけでございますが、そういうふうにつきましても、昨年の十月でござりますけれども、最初出しましたガイドラインに準じた取扱いをお願いをしますところのことを通知でお示しをして、いろいろ同じガイドラインに沿つて運営をしていだくといった方針でございます。

○羽生田俊君 ガイドラインに書いてあることは

いづれの場合につきましても、この検査結果につきましては事業者から利用者に直接報告されるところとでございます。その上で、利用者の方から診断等に関する質問があつた場合でも、直接回答するというとはせず、医療機関への受診勧奨をしていただくことが必要であるといったことをガイドラインに明記をしているところでございます。この点につきまして、このガイドラインを適切に運用していただきよう、事業者の方には趣旨を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

また、この検査データ、これも個人情報に該当するわけでございますが、これにつきましては、個人情報保護法、あるいは臨床検査技師が関わる場合がございますので、臨床検査技師に基づく守秘義務の対象にもなるといったところでござりますので、利用者の同意を得ないで第三者に提供されではならないと、こういったことが当然適用されるわけでございますが、そういうふた個個人情報の保護が必要だということでございます。

この点につきましても、ガイドラインに明記をしているところではございませんが、この点、徹底さ

よく分かるんですけれども、それが本当にきちっとそれに基づいて実行されるかというところが非常に大切なところでありまして、今まで、例えば病院の患者さんのデータも簡単に流出していくことが毎日のように新聞にぎわしているわけですよ。

特に、今、インターネットで遺伝子情報まで簡単に手に入るということは、この遺伝子情報がどのように管理をされて、どのように日本中だけでなく海外にまで流れていくかということを考えたときには、非常に怖い。一番「うひつたデータを欲しがっているのは生命保険会社です。将来、この遺伝子を見たときに、あなたの家系はがんです保険に入れませんよと、あなたの家系はがんですから入れませんよと言われることも起り得るということですから、そのくらい大切に扱うということにしっかりと目を光らせていただきたい、これが要望でございますので、是非その点、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきますけれども、紹介状なしで大病院を受診した場合の定額負担についてということで、今、ある程度の大きさの病院、五百床以上とかいろいろな話がありますし、負担金も五千円とか一万円とか、まだ決まっていない段階でいろいろな話が飛び交っています。ところで、「うひつた」といふこと

上の病院において、紹介状なしで受診した患者さんから定額負担をしていただくという制度が導入されるということありますけれども、この仕組みの具体的な内容について、大臣はどうな方向で検討していくのか、その辺を是非お聞かせをいただきたいと思うわけでござりますけれども、限られた医療資源の効率的な活用という意味では、地域における医療連携というのが非常に大事なわけでございまして、この限られた医療資源の効率的な活用、医療従事者の就労環境の改善や緊急、重篤な患者さんに必要な医療を適時提供するといった観点からは、外来機能分化に関する更なる対策や受皿となるかかりつけ医制度、これが非常に大切になるであろうというふうに考えているところでございまして、こういった機能分化に

関して大臣のお考えをお聞かせいただければとうふうに思います。お願いいたします。
○国務大臣（塩崎恭久君） まさに先生今御指摘のように、かかりつけ医と大病院の役割分担ということが一番大事なことでございまして、今回の外来機能の分化、連携の推進ということにつきましては、経済的な誘因だけで解決できる問題ではなくて、様々な取組が行われなければならぬというふうに思つております。

また、今回の制度の目的に照らして、緊急の場合などについては定額負担を求める、ことは適当ではないと考えているわけでございまして、具体的なケースとしては、救急車等で救急搬送されるなどの救急患者、これは適切ではない。あるいは、地域に産科などの診療科、診療所が他になくて、大病院が外来診療を実質的に担つているというような診療科を受診する場合などを想定しているわけございまして、近くは、例えば千葉県の旭中央病院というのはもう周りに産科もない、そういうこととで今申し上げたようなケースになつ

かつ全人的な医療を行う医療機関を評価するといふ取組を始めているわけでございまして、いわゆるかかりつけ医の機能の推進ということであるうかと思います。

ているわけではありません。

これらの例外ケースについては、関係者の御意見をしっかりとお聞きをしながら、具体的な詰めを行つてまいりたいというふうに思つてはいるところです。

○羽生田俊君 ありがとうございます。

今の日本の公的医療保険の三本柱の一つはフリー・アクセスなどと申しますから、そのフリー・アクセスを、大病院にかかるときに自己負担を取つて、そこに行くことを制限しようという目的も大きくあるわけですが、まして、それは機能分化のためといふことでありますけれども、そういうふういわゆる医療保険の根本たるフリー・アクセスを阻害するということには間違いないわけでござりますから、そういうことも含めてきちっと考えていただきたいということ。

そしてまた、患者さんの状況によって救急車で運ぶ、あるいは産科等の問題で、近くにそういう診療所あるいは中小病院でもないというようなときには大病院でもそれを取らないこと。

これは口で言つるのは簡単ですけれども、どのように線を引くかということでかなり違つてくるわけで、その地域地域によつても線の引き方が違つてくるだらうというふうに思つわけですが、その辺の線の引き方、十分考慮した上で、あるいはその地域の意見を十分聞いた上でこの線を

しっかりと引いていただきたい。これは患者さんにとって不利益のないように線を引くということが重要なところでありますので、そういうふうに思つて是非これを進める上で考慮していただきたいと思つます。

○羽生田俊君 次の質問に移らせていただきます。

患者申出療養についてでございますけれども、これは患者さんからの申出療養では、保険収載に向けた実施計画の作成を医療機関に求める」というふうにされているわけですが、それだけじゅう保険収載を目指しはするが保険適用に至らないという場合があるというふうに考えられるわけです。

患者申出療養においては、保険収載を担保するための取組と、また、保険収載に至らなかつた療養について、こういった場合があるわけで、これについてどう対処するのか、まずお聞かせいただきたいというふうに思つます。

○副大臣（永岡桂子君） 患者申出療養についての御質問でございます。

先生おっしゃいますとおり、この患者申出療養につきましては、保険収載に向けました工程表、ロードマップの作成などを医療機関に求める」としております。また、保険収載に向けました状況などを把握するために、医療機関から国に対しても報告を求めるほか、必要に応じて患者申出療養から除外する」とも併せて対応する」と申しておられます。

○羽生田俊君 状況などを報告するとしております。

これは年に一回ではございませんけれども、ロードマップどおりに進んでいない場合などは追加的に報告を求めるほか、必要に応じて患者申出療養から除外する」とも併せて対応する」と申しておられます。

○羽生田俊君 ありがとうございます。

このいわゆる判断基準というのが日本でははつきりとした定量的な判断指標というものがないと、いうふうに思つますけれども、費用対効果、あるいは有効性に対して費用が大きい場合、こういったものが判断において保険収載をしないといふとも起こり得るだらうと、こうふうに思つわけですが、そのときの薬剤の取扱いがどうなるのかというところも一つ不明確な点であります。また、患者申出療養として引き続き扱えるものと、メーカー等からの交渉価格によって保険収載が可能になるというような場合もあると思つますが、それでも、そのような場合も含めてどう考えるのかお答えをいただきたいと思つわけですが、それだけじゅう。

また、患者さんからの申出療養だと称して、医師あるいは薬のメーカーあるいは医療機器会社から患者申出療養として申請をされてくるということも危惧される。これは申請のときに、「これは患者さんからの申出ですよ」ということで申請をされ

てくるけれども、実は薬メーカーあるいはその担当した医師あるいは医療機器メーカー等々がこれは患者申出療養でもっと続けてほしいなと思うときには、うまく作文をすれば患者申出療養として申請をすると「うつ病も起り得るわけだ」といって、そういう点についても何か対処を考えているのかどうか。その二点についてお知らせをいただければと思います。

○副大臣（永岡桂子君） 患者申出療養につきましては、患者さんが治療内容などをしっかりと理解をいたしまして納得をした上で申請を行うことが必要でございます。かかりつけ医さんなどから、患者からの相談に応じて支援を行うことが重要であると考えているわけでございます。

また、国への申請に当たりまして、患者の申出によることを明らかにする書類、例えば患者さんの署名入りの申請書ですが、あとは患者さんと臨床研究中核病院の面談記録ですが、あとはインフォームド・コンセントの書類などを添付することを予定しております。

今後、先生御指摘のようなことを防止する方策も含めまして、患者さんがしっかりと理解、納得した上で申請を行うようにしてまいりたいと考えております。

○羽生田俊君 ありがとうございます。
先進医療の今までの申請に対しては六ヶ月とい

う期間をもって調査をして、本当に効果、安全性についてしっかりととした担保の下に行っていたといつたことがありますけれども、こういった長い期間、これは六週間以内というのが原則というこ

とで、「さ」ますので、先進医療の方に出さずに、こちらでやつてしまおうかというふうに考えるメーカーも出てくる危険があるといふことも是非考慮をいただきたいというふうに思うわけあります。

患者さんにとりましては、医師がこの治療は効くぞと言えば、ほとんど100%の患者さんは、じや是非それをお願いしますよ。それにサイ

ンしますよという形になるわけでございますから、私が立場として言うのは非常に言いづらい面でありますけれども、医者の全てが善人というわけではありませんので、こういったことも起り得る

ということは是非頭に入れた状態で今後の、私が悪い医者というわけじゃないですよ、そういうことを是非考慮に入れた上で制度設計をしていただきたい、十分監視をしていただきたいというふうにお願いするわけです。

今、在院日数を減らす、これが特定機能病院等々の条件になつていてるわけでございますので、病院とするとまあこの辺で退院していくだこうか」ということも考えるわけでございますけれども、

そのときにはドレーンを付けたままとか点滴したまま、あるいは酸素吸入したままに退院をさせられるということが起るわけでございますけれども、それが本当に適正な医療なのかどうかというのを大変危惧するわけでございます。

特に、アメリカなどは非常に入院日数が短い、葉に平均在院日数の減少ということが出てくるわ

けでございますけれども、医療費適正化ということで、在院日数を減らすことによって医療費が抑制できるのかどうか、この辺を十分にお考えいただけで、もしデータがあるならお示しをいただきたいというふうに思うわけでありますけれども、中医協で以前、いわゆる在院日数を減らした場合に再診が増えた、再入院が増えたという結果が出ているんですね。これは明らかに出ているわけ

でございまして、早く退院をさせたためにしっかりと治らずに再入院をしたという患者さんが随分増えたということが結果として出ているわけでございますので、そういうことを含めて、在院日数をただただ減らせということが本当に医療費の抑制効果にならっているのかどうかということが非常に大変疑われるところです。

今、在院日数を減らす、これが特定機能病院等々の条件になつていてるわけでございますので、病院とするとまあこの辺で退院していくだこうか」ということも考えるわけでございますけれども、そのときにはドレーンを付けたままとか点滴したまま、あるいは酸素吸入したままに退院をさせられるということが起るわけでございますけれども、これが本当に適正な医療なのかどうかというのを大変危惧するわけでございます。

特に、アメリカなどは非常に入院日数が短い、葉に平均在院日数の減少ということが出てくるわ

入院費が高いからです。その代わりに病院の目的にホテルがずらつとできているわけですよ。入院をしないでホテルに泊まって病院に通うわけです。これはもうアメリカの実態はそうですから、そういうことによる在院日数の短縮に合わせて日本が同じことをやるべきなのかどうかということをもう一度是非お考えをいただきたいということを思うわけだござります。本当に患者さんのためになっているのかどうかということでお考えをいただきたいというふうに思っております。

また、この在院日数というのは病気によつても随分違うはずであります。私、病院関係の方に、

病気によつて必要な在院日数というのがどれだけ違うのかというものを病院で依頼をしたことのあるんすけれども、残念ながらまだ出でおりませんが、それは病気によつても違いますし、手術をしたかしないか、あるいは手術の状況、いわゆる病気の進行具合、それによつて、手術の結果によつても当然在院日数も違つてくるわけでござりますし、手術をしなくとも治療内容によつて必ず在院日数というものは違つてくるわけで、同じ薬を使つても副作用が起きれば在院日数は長くな

るわけですね。

それぞれ状況が違つ中で、単純に平均在院日数ということで、本当にそつたものをいろいろ

なことへの指標として使うことが正しいのかどうかということを改めて根本的にお考えをいただきたいというふうに思うわけでございまして、そういうものを、これから先も、是非、こういった在院日数というものを続けて考えるのであれば、どれだけの要素、条件があるのかということを考えた上でこの辺を、在院日数として使用するといふことをお考えいただきたいというふうに思うわけでございまして、その辺につきまして、厚労省の御意見をお聞かせいただければというふうに思

います。

○政府参考人（唐澤剛君） 在院日数の、先生から様々な御指摘をいただきました。

我が国の直近の国民医療費で申しますと、平成二十四年度の国民医療費、六千億円余り増えておるわけでございますが、そのうちの約六割はやはり入院医療費の増ということで、これは少子高齢化を反映しているわけでござりますけれども、入院医療の適正化ということは重要な課題であると考えております。

その上で、先生からただいま御指摘がございましたけれども、我が国の場合の医療費適正化計画で設けております平均在院日数の目標、これは当初が平成十八年の、これは厚生労働省の病院報告の数字すれども、三十二・二日というものを、

九・八日まで縮まつてきたわけでござります。ただし、この数値というのは、一般病床、いわゆる急性期の病床だけではなくて、療養病床といふことで慢性期の数字が入つておりますので、それをどういうふうに考えるかということは実は大きな課題でござります。

この第一期計画を作つた時点では、その辺のそれを適正な入院日数というものをどう考えるか、あるいは病床数をどう考えるかというようなことについての判断の枠組みがございませんでした。そういう問題がございまして、第二期の現在の計画でもそこまで至つておりませんので、これは二十九年度の目標、二十八・六日というような目標を設定をしております。

ただし、この日本の三十二日という療養病床ではなくて、急性期の例ええば病床ということで見てまいりますと、これ二〇〇九年でござりますのでちよつと古くて恐縮なんですが、日本は大体十八日くらいというような状況でござります。ドイツ、フランスは、ドイツは七・五日、急性期はですね、フランスは五・二日、アメリカではもう五・四日ということで、非常に短いような状況がございまして、先ほど先生御指摘していただいたような状況もアメリカでは指摘をされております。

それで、私どもの方は在院日数というものをどう評価をしていくか。例えば、縮まつていけば、

一日当たりの診療密度というものはこれは高くなっていますので、単純に縮まった分だけ費用が削減されるというわけではもちろんございません。それから、患者さんの方から申しますと、先生のお話のように、例えばある種の、私が言っているわけではありませんけど、御指摘の中に、未完のまま退院をしているんじやないかと、入院が終わらないまま、そうすると再入院が増えてしまうというような御指摘もござります。これは中医協でも御議論がありました。資料の見方についての御議論がございました。

そういうことを考えますと、やはり入院のところだけではなくて、在宅やあるいはかかりつけの入院する前の先生と、そういうところがつながっていないと結局、単に日数を短縮するだけでは駄目ではないかということで、地域包括ケアシステムとこうものをつくりていくということが必要だということは指摘されているわけでございます。

それから、入院の問題につきましても、単純に全部を平均をするということではなくて、やっぱり急性期の病床はどのくらい必要なのか、回復期はどうなのか、そして慢性期はどうなのか、あるいは在宅まで視野に入れてどうなのか、ことと、それから、それぞれの病院の経営者の皆さんの考え方というものを把握をするということで病床機能報告制度ができるといふわけでございま

すが、やっぱりそういう実際の経営に携わっていられる方は診療をされている皆さんの御意見といふものを反映をして、平均在院日数というものを考えていく必要があると思っております。

現在のような総数の単純な指標だけではなかなか入院の現状というものをきちんと把握することは難しい面もございますので、先生が今御指摘いただきました様々な要素というのも踏まえながら検討させていただきたいと考えております。

○羽生田俊君 ありがとうございます。

是非、その点を十分考慮した上で在院日数とい

うものを考えていただきたいというふうに思うわけですが、また、特に慢性期と急性期と一緒にして平均在院日数という、これはもうまさに言語遮断と言つてもいいぐらいな悪い考え方であるうというふうに思うわけでございまして、その辺を是非考えた上でこれを利用するのであれば利用するということです、十分考慮していただきたい。

また、日本の文化というのは、退院をしたら翌日から仕事をする、これが日本の文化ですよ。それが、退院しても、一週間なり、ほかの何かでまた別な施設へ入院したり、在宅でもずっと治療し続けなきやいけないと。これは、今までの日本であれば入院をしていたという期間に入るわけですね。そういうものを十分考えた上でこれからもこの在院日数というものを考慮していただきたい

ということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。